

答 申 第 5 3 号

令和5年2月16日

石川県知事 馳 浩 様

石川県個人情報保護審査会

会 長 小 堀 秀 行

個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる
安全管理措置の規程について（答申）

令和5年1月25日付け諮問総第1764号により諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申する。

記

- 1 当審査会は、今回諮問された事項について、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針との整合を図る観点から審議を行った。
- 2 今回諮問された事項については、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理措置を講じるうえで、必要かつ適切なものであると考える。
- 3 各実施機関においては、保有個人情報の保護に最大限の注意を払い、安全管理措置を確実に講じるよう要望する。